



大いに盛り上がりを見せた 2016 年リオデジャネイロオリンピックが閉幕しました。期間中にリオデジャネイロを訪れた外国人は 50 万人以上とも報じられています。9 月 7 日に開会式が行われるパラリンピックも、多くの感動を届けてくれるものと思います。

さて、ブラジルに端を発し流行が拡大しているジカ熱につき、今年 2 月 1 日に WHO は緊急事態を宣言しましたが、2015 年以降現在までに 68 カ国・地域で感染が確認されたことが報告されています。各国とも対策を採り始めていますが、中国の輸入貨物に対する措置が、感染が確認された米国に対しても適用されることとなり、米国の輸出企業も対応を迫られることとなりました。今回の Topics は、この措置についてお届け致します。

1. 中国のジカウイルス流入対策

中国の輸出入商品の検査を行う行政機関である中国国家質量監督検査検疫総局 (AQSIQ) は、他の関連する行政機関とともに、今年 3 月 4 日に、ジカウイルス感染症発生地域からの渡航者についての措置と併せて、これらの地域からの輸入貨物の輸送用具について、蚊を除去した証明書を必要とする等の措置を行うことを公告しました。

続いて、8 月 3 日時点でのジカウイルス感染症発生地域を WHO が更新したことを受け、AQSIQ は 8 月 5 日、この措置の対象国の拡大を公表しました。

◆2016 年 3 月 4 日 AQSIQ 公告(中文)

http://www.aqsiq.gov.cn/zjxw/zjxw/ziftpxw/201603/t20160304_462176.htm

◆2016 年 8 月 5 日 AQSIQ ニュースリリース(中文)

http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/2016/zkdbfjk/xgxw/201608/t20160805_471899.htm?elqTrackId=EDB391665375D48CBB03DD1E32044546&elq=23eb3f85ef5c4bedb30229163ebf7365&elqaid=501&elqat=1&elqCampaignId=252

2. 米国の対応

上記の中国の規制対象国にフロリダ州でジカウイルス感染が確認された米国も含まれることとなりました。米国は中国の輸入相手先としては、韓国(9.7%)、日本(8.3%)に次ぐ 3 位(8.1%)であり、また中国は米国の輸出先として、カナダ(19.3%)、メキシコ(14.8%)に次ぐ 3 位(7.6%)と、相互に貿易パートナーとして重要な位置を占めます(2014 年)。

農産物関連をはじめとする輸出者団体が、この措置による輸出への影響を懸念したこともあり、米国政府は北京の米国大使館を通じて AQSIQ 等から情報を収集し、米国農務省海外農業局から米国の輸出者向けの解説・FAQ を 8 月 19 日に公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- ・ 米国を仕出し地とするすべての海上・航空貨物につき、中国の港への到着時に、蚊を除去したことの証明書の提出が求められる。8 月 5 日以降に米国を離れた船舶・航空機を対象とする。15°C 以下に保持されたコンテナは対象外とする。
- ・ 蚊の除去方法は、補虫などの物理的方法、またはスプレーの噴霧や燻蒸などの化学的方法でも可とする。処置の方法は人体の健康・安全を考慮したものとする。
- ・ 蚊を除去した証明書は、政府が発行したものであることを要せず、政府に認証された機関によるものでも可とする。ただし、証明書に拘らず蚊が発見されるなど不正確であった機関の証明書は、認められなくなる場合がある。



- ・ 貨物自体でなく、輸送用具またはコンテナについての証明が必要となる。
- ・ 中国の港における検査で生きている蚊の成虫、幼虫、卵が発見された場合には(15°C以下に保持された貨物の場合を含む)、中国政府は蚊を除去するために必要な処置を第三者に行わせる。費用は港により異なるが、20フィートコンテナの場合 200 人民元(約 30 米ドル)、40 フィートコンテナの場合 400 人民元(約 60 米ドル)前後と見積られる。
- ・ ジカウイルス感染症が発生しているすべての WHO 加盟国は同様に扱われる。
- ・ AQSIQ はフロリダ州とその隣接州のリスクを評価した上で、地域ごとに分けたアプローチを行うことも検討する。
- ・ この措置は 2017 年 3 月まで継続し、状況により調整または更新もありうる。
- ・ 対象となるのは米国仕出しの貨物であって、ジカウイルス感染症が発生していない国を仕出し地とし、米国で積み卸しされず通過するだけの貨物には適用されない。ただし、ジカウイルス感染症が発生していない国で生産された貨物でも、米国で積み込まれた場合には対象となる。
- ・ 15°C以下に保持された冷蔵・冷凍コンテナについては証明書を要しないが、これを積載した船舶には証明書を要する。貨物と輸送用具は別個に扱われる。

◆詳細は下記の米国農務省(USDA)ホームページをご参照下さい。

http://www.fas.usda.gov/sites/default/files/2016-08/fas_update_on_chinas_zika_requirements_08192016.pdf

3. 各国における影響

上記の通り、中国の措置の対象国はジカウイルス感染症発生国・地域に同様に適用されます。この中には、東南アジアではタイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンや、米州ではメキシコなど、日系企業の進出が進んでいる国も含まれています。

(ジカウイルス感染症発生国・地域の状況については、WHO がウェブサイトですぐアップデートしています。

<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>)

なお、中国の港における検査で蚊が発見されたり、証明書がなかった場合のコストは上記の通り高額ではなく、またそのような中国の港での処置に要する期間は 1~3 日程度との情報もあります。現在のところ、中国の港でこの措置による大きな混乱が生じているという情報は、把握している限りでは確認されていません。



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html